

No.	④-13		R 7 予算額	—
事業名	基準該当サービス・離島等相当サービス		府省庁名	厚生労働省
概 要	【基準該当サービス】 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。 【離島等相当サービス】 指定居宅サービス・基準該当サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	—			
支援内容	この制度を活用することにより、離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域であっても、介護保険サービス提供体制を確保することが可能となる。			
離島での実績	【基準該当サービス】 39 都道府県・204 保険者にて実施。 【離島等相当サービス】 17 都道府県・27 保険者にて実施。 （※）いずれも離島のほか中山間地域等に位置する自治体も含む。 （※）出典：令和 5 年度介護保険事務調査（厚生労働省老健局介護保険計画課）			
備 考	—			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP	—			